

明石市行政オンブズマンの活動状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第64条の規定に基づき、2020年(令和2年)度中における明石市行政オンブズマンの活動状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1 行政オンブズマン制度の概要

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的とし、活動しています。

2 苦情申立ての受付状況

区分	オンブズマンへの苦情申立て	苦情申立書によらないオンブズマンへの相談	事務局への相談・問い合わせ
件数	2	0	5

※苦情申立て2件継続中

3 苦情申立ての処理状況

区 分		件 数
調査を終了したもの	1 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0
	2 市の業務に不備の無かったもの	0
	3 調査を打ち切り・中止したもの	0
	4 調査しないこととしたもの	1
調査継続中のもの		2

4 オンブズマンの発意に基づく調査の件数、内容及び処理の状況

2020年(令和2年)度の調査件数 0件

5 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告

2020年(令和2年)度の案件 0件

6 苦情申立ての調査結果

苦情申立ての内容	調査結果
<p>(1) 職員の対応について</p> <p>明石市高丘サービスコーナー等で、課長を含む職員から不当な取扱いを受けた。</p>	<p>①申立人が高丘サービスコーナーにおいて申請した印鑑登録証明書について、公印の押印漏れと印鑑登録手数料300円の徴収し忘れが発生。申立人は大久保市民センター職員から証明書差替えと手数料支払いの電話がかなりの頻度でかかって来て迷惑したと主張。</p> <p>②後日、申立人が高丘サービスコーナーに住民票の申請をした際、大久保市民センターの課長と身体が接触があり、課長は転倒。暴行したとされ明石署にて取調べを受けた。刑事事件としては起訴猶予となったが、身に覚えのない暴行容疑で取調べを受け、多大な精神的苦痛を味わったと主張。</p> <p>①②について調査を行った。①については市民センター職員より、押印漏れ及び徴収し忘れについて確認。しかし架電件数については双方の主張に大きな開きがあり、事実が確認できる客観的証拠が無いことから、これ以上の調査は相当ではないと判断した。</p> <p>②についても双方の主張は異なっており、確認出来る動画等もない。また暴行が無かったことを明らかにし、慰謝料請求をしたいという申立人の意向については、民事裁判において裁判官に判断してもらわざるを得ないと考え、これ以上の調査を行うことは相当ではないと判断した。</p>